

令和5年度（11月9日改定版） 服装・頭髪の決まり

曾根中学校生徒指導部

1. 服装

(1) 本校指定の標準服、または、北九州市スタンダード標準服を正しく着用すること。

		スタンダード型	従来型	
		北九州市 スタンダード標準服	詰襟学生服 (本校指定の標準服)	セーラー服型学生服 等 (本校指定の標準服)
冬	上	・ブレザー ・白色長袖ポロシャツ ・白色長袖カッターシャツ	・黒色詰襟 5つボタン 両袖2つボタン	・セーラー服 ・赤色のネクタイ
	下	・ズボン ・スカート (ひざがかくれる程度)	・黒色長ズボン (ストレートでノータック)	・ジャンパースカート (ひざがかくれる程度)
夏	上	・白色ポロシャツ ・白色カッターシャツ ・白色開襟シャツ (長袖 or 半袖どちらでも可)	・白色カッターシャツ ・白色開襟シャツ (長袖 or 半袖どちらでも可)	・白色カッターシャツ ・白色ブラウス ・白色開襟シャツ (長袖 or 半袖どちらでも可)
	下	・夏ズボン ・夏スカート (ひざがかくれる程度)	・黒色長ズボン	・スカート (ひざがかくれる程度)

※ 夏服期間は7月1日～9月末日、冬服期間は11月1日～4月末日。

その他の月（5・6・10月）はどちらでも可。

※ 5月1日～10月末日は体操服も可。始業式等の儀式的行事や文化発表会、
修学旅行は体操服不可。

※ カッターシャツ、ブラウス、開襟シャツは裾をズボン・スカートに収める。

※ ベルトは、黒、紺、茶の無地。（バックルが派手なもの、穴が多いものは不可。）

※ ポロシャツ、カッターシャツ・ブラウスのアンダーウェアは、
白・黒・紺・グレー等（ワンポイント可・無地）で華美でないものを着用。

※ 夏の上着については、スタンダード型と従来型、共に、
ポロシャツ、カッターシャツ・ブラウスのどちらでも可。

(2) 名札

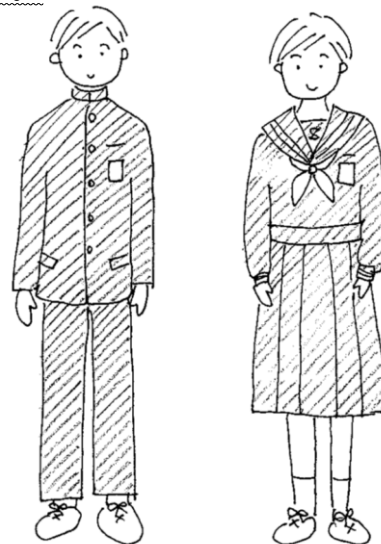
- ・左胸に安全ピンでしっかり止める。
- ・名札には飾りを付けない。

(3) 中着

- ・詰襟、セーラー服の下は、華美でないものを着用。
- ・ブレザーの下は、スタンダード標準服の
長袖ポロシャツを着用。

(4) くつ下

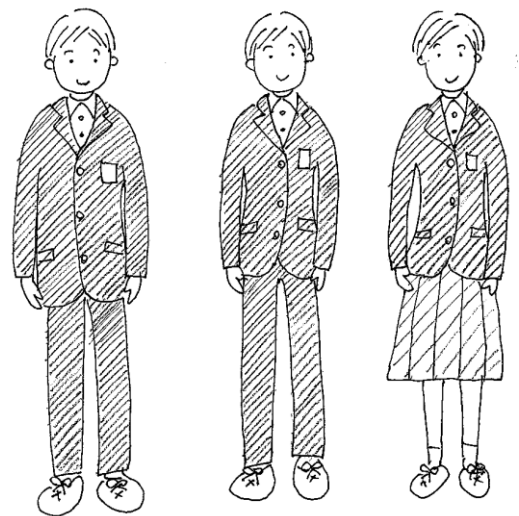
- ・白、黒、紺、グレー等（華美でないもの）
※ ワンポイント、ワンライン可。
- ・ストッキングは、黒、白、ベージュに限る。



- (5) 上靴
 - ・学校指定のもの。
 - ・黒色で名前を書く。(かかとを踏まない)
- (6) 下靴
 - ・運動に適したもの。(ハイカット・ミドルカット不可)
- (7) カバン
 - ・学校指定のもの。
 - ・落書きをしない。(色を塗らない)
 - ・お守り(小さいキーホルダー等)を1つのみつけてよい。
※ 他の生徒のカバンと区別するため。
 - ・学校、部活動で指定されたカバン(袋)以外は不可。
- (8) 防寒着
 - ・マフラー、ネックウォーマー、手袋、アウターは、通学時着用可。
アウターは、カバンに入る程度のもので、フードがなく、白・黒・紺・グレー等の派手でないもの。
 - ＜セーラー服型学生服＞
 - ・カーディガンは、黒、紺等の無地で、ボタンがあるもの。
 - ＜スタンダード標準服＞
 - ・ベスト、セーター、カーディガンは、黒、紺等の無地のもの。
 - ※ 防寒着の着用は11月1日～3月末日

2. 頭髪

- ・みんなが楽しく過ごせる髪型
- ・曾根中プライドをもち、曾根中生として胸をはれる髪型。
- ・前髪は目にかからない。
- ・整髪料、香料はつけない。
- ・パーマ、特殊な髪型(左右非対称、剃り込み、巻き髪等は不可)、染色・脱色はしない。【許可する髪型の例】ツブブロック、お団子
- ・長髪は、後ろは両肩を結んだ線以内の長さで、それ以上長いなら結ぶ。
ゴム(ヘアピン、髪止め)で止めるときは、飾りが無く、黒、紺、茶のもの。
必要以上につけない。
- ・まゆ毛は、形を整える程度であれば許可する
- ・化粧をしない。



◎この決まりは令和5年度に、全生徒・保護者へのアンケート調査をもとに、生徒、保護者、学校職員それぞれの代表による2回の検討会と、地域の方を含む学校運営協議会を経て修正されました。